

新規要介護（要支援）認定調査に係る実施体制について

第1 概要

- 平成18年4月の介護保険法の改正により、新規要介護（要支援）認定については、原則として市町村が認定調査を実施することとされた。
- 上記取扱いについては2年間（平成20年3月31日まで）の経過措置が設けられており、その間については、指定介護予防支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設への委託により認定調査を行うことができる。
- なお、市町村の事務負担の軽減及び効率化を図る観点から、公正な立場で事業を実施できると認められる法人（都道府県知事の指定を受けた指定市町村事務受託法人）に認定調査事務等を委託することができる。
- 指定市町村事務受託法人は、原則として居宅サービス等を提供していない法人とされている。
- ただし、都道府県知事が特別な事情があると認めた場合は、居宅サービス等を提供している法人を指定することができる。居宅サービス等を提供している法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けるに当たっては、申請書に市町村の意見書のほか、中立の立場で公正な判断をすることができる有識者の意見書を添付しなければならない。
また、市町村は、居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人に新規要介護（要支援）認定調査を委託する場合は、当該法人から年度ごとに、要介護（要支援）認定調査対象者数及び居宅サービス等の利用者数に係る報告を受け、これを公表しなければならない。

第2 本市における対応

1 新規認定調査に係る本市の実施体制

- (1) 居宅サービス等を提供していない法人であるNPO法人京都市老人福祉施設協議会及び社団法人京都私立病院協会に、京都府の指定を受けていただき、認定調査を委託することとする。
- (2) 本市における新規要介護（要支援）認定調査件数は、1月当たり約1,000～1,200件であり、認定調査体制を万全にする必要があることから、(1)の法人に併せて居宅サービス等を提供している法人である社会福祉法人京都福祉サービス協会に、京都府の指定を受けていただき、認定調査を委託することとする。
- (3) 適正な認定調査の確保・点検という観点から、現在、本市認定調査嘱託員が更新認定を中心に一定数の要介護（要支援）認定調査を実施しているが、今後は、新規認定調査についても実施していくこととする。

2 実施時期

- (1) 上記3法人のうち、実施体制の整った法人から順次京都府に対し指定申請手続きを行い、市町村事務受託法人としての指定が下り次第、本市から同法人へ新規認定調査を委託する。
- (2) 経過措置期間中において、指定市町村事務受託法人が実施できない新規認定調査については、従来どおり指定介護予防支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設への委託により対応する。

3 社会福祉法人京都福祉サービス協会への委託について

(1) 居宅サービス等を提供している法人のうち社会福祉法人京都福祉サービス協会に委託する理由

- ア 本市の100%出資団体であるとともに、本市からの人的派遣も行っており、公共的役割を担って本市の福祉行政を推進してきた法人であること。
- イ 全市域を網羅できる事業所及び多数の介護支援専門員を有する事業者であることから、安定した新規認定調査体制を構築することができること。

(2) 公正中立な認定調査の実施を確保するための方策

介護保険法施行規則第34条の6第3項及び第4項に基づき、毎年度、社会福祉法人京都福祉サービス協会が受託法人として認定調査を行った対象者のうち、同法人が提供する居宅サービス等を利用した者の数を報告させ、公表するとともに、以下の方策を講じるものとする。

- ア 申請者が運営する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が代行申請を行った被保険者に係る新規認定調査については、申請者以外の受託法人に依頼する、又は本市職員が調査する。
- イ 新規認定調査の際に、居宅サービス等の広告等の記載された名刺その他の書面を調査対象者に交付することを禁止する。
- ウ 本市が認定調査を依頼する際に提供した情報の目的外使用を禁止するとともに、一定期間経過後の当該情報の破棄を義務付ける。

(3) 意見書案について

居宅サービス等を提供している法人が指定申請を行う場合については、市町村の意見書に中立の立場で公正な判断をすることができる有識者の意見を添付しなければならないこととされていることから、当京都市民長寿すこやかプラン推進協議会の会長名の意見書を添付することとする。

意見書案（別紙1）については、1月30日の介護保険事業計画ワーキンググループにおける議論を踏まえて作成したものであり、京都市の意見書案（別紙2）に添付するものである。

平成 19 年 3 月 16 日

京 都 市 長 様

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会
会 長 浜 岡 政 好

市町村事務受託法人の指定申請に係る意見について

平成 19 年 3 月 16 日に開催された平成 18 年度第 2 回京都市民長寿すこやかプラン推進協議会において、京都市から協議があった標記の件について、当協議会における協議の結果、居宅サービス等を提供する法人に要介護認定調査事務を委託する必要がある、社会福祉法人京都福祉サービス協会に当該事務を委託しようとする京都市の判断は妥当なものであるとの結論を得ました。

なお、京都市におかれましては、公正中立な認定調査の実施を確保するための方策として、当協議会に提案された次の方策を確実に実施されるよう求めます。

【公正中立な認定調査の実施を確保するための方策】

本市において、介護保険法施行規則第 3 4 条の 6 第 3 項及び第 4 項に基づき、毎年度、社会福祉法人京都福祉サービス協会が市町村事務受託法人として認定調査を行った対象者のうち、同法人が提供する居宅サービス等を利用した者の数を報告させ、公表するとともに、以下の方策を講じるものとする。

- (1) 社会福祉法人京都福祉サービス協会が運営する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が代行申請を行った被保険者に係る新規認定調査については、同法人以外の市町村事務受託法人に依頼する、又は本市職員が調査する。
- (2) 新規認定調査の際に、居宅サービス等の広告等の記載された名刺その他の書面を調査対象者に交付することを禁止する。
- (3) 本市が認定調査を依頼する際に提供した情報の目的外使用を禁止するとともに、一定期間経過後の当該情報の破棄を義務付ける。

(案)

保 長 介 第 号
平成19年 月 日

京 都 府 知 事 様

京 都 市 長 梶 本 頼 兼
(保健福祉局長寿社会部介護保険課)

市町村事務受託法人の指定申請に係る意見書

社会福祉法人京都福祉サービス協会が市町村事務受託法人（以下「受託法人」という。）の指定申請を行うに当たり、介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第34条の4第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を付します。

記

1 指定申請に係る法人及び事業所

- (1) 申請者名称 社会福祉法人京都福祉サービス協会（理事長 森田 昱）
- (2) 事業者名称 社会福祉法人京都福祉サービス協会〇〇事務所
- (3) 事業所所在地 〇区

2 居宅サービス等を提供している法人に要介護認定調査事務を委託する理由

- (1) 本市域においては、居宅サービス等を提供していない受託法人のみでは、本市における全ての新規認定調査を処理するために必要な数の介護支援専門員を確保することが極めて困難であること。
- (2) 指定居宅介護支援事業所を運営する法人であり、当該指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員を活用することができること。

3 居宅サービス等を提供している法人のうち1の申請者に委託する理由

- (1) 基本財産を本市が全額拠出して創設し、本市から職員を派遣している法人であり、本市が多くの事業を委託してきた実績があること。
- (2) 全市域を網羅できる事業所及び多数の介護支援専門員を有する法人であり、安定した実施体制を構築できること。

4 公正中立な認定調査の実施を確保するための方策

本市において、介護保険法施行規則第34条の6第3項及び第4項に基づき、毎年度、1の申請者（以下「申請者」という。）が受託法人として認定調査を行った対象者のうち、申請者が提供する居宅サービス等を利用した者の数を報告させ、公表するとともに、以下の方策を講じるものとする。

- (1) 申請者が運営する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が代行申請を行った被保険者に係る新規認定調査については、申請者以外の受託法人に依頼する、又は本市職員が調査する。
- (2) 新規認定調査の際に、居宅サービス等の広告等の記載された名刺その他の書面を調査対象者に交付することを禁止する。
- (3) 本市が認定調査を依頼する際に提供した情報の目的外使用を禁止するとともに、一定期間経過後の当該情報の破棄を義務付ける